平成３０年（フ）第５７号
徳島県小松島市中田町字東山30番地の17
債務者　山田　好志
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４３号
佐賀県伊万里市南波多町高瀬805番地１
債務者　池田　恵介
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１４１号
大分市大字国分1973番地の５（市営Ｈ３－２Ａ１－406）
債務者　宮成　淳子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７４号
宮崎県日向市大字日知屋古田町23番地、住民票上の住所宮崎県日向市向江町１丁目200番地　旭ビル305号
債務者　是澤　義久
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第７６号
宮崎県延岡市伊形町5648番地１　黒木コーポ105
債務者　竹村　守人
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第４８号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目14番８号
債務者　富永美代子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
新潟県佐渡市畑野甲533番地２
債務者　熊谷　聡子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
金沢市長坂２丁目３番22号
債務者　田中　丈夫
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６４号
兵庫県西宮市両度町３番２―1210号
債務者　松本　祥吾
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第９号
徳島県三好市池田町ヤマダ659番地３
債務者　内田　孝志
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（フ）第６号
大分県豊後大野市三重町市場150－４　グループホーム　アイリスＶＯＹ、住民票上の住所大分県佐伯市字目大字大平1334番地２
大原団地
債務者　竜田　康広
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大分地方裁判所竹田支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
福島県須賀川市向陽町792番地
債務者　栗城　健至
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２６２号
神戸市兵庫区下沢通１丁目４番10―303号
債務者　菅原志保美
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３４号
神戸市長田区駒ケ林町５丁目８番２号　パナハイツ201号
債務者　堀潜水こと　堀　　浩三
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１号
岩手県北上市大堤西２丁目７番16号　シティパーク202号
債務者　川﨑　勇樹
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第４９号
広島県福山市多治米町６丁目11番15号　セピエ204
債務者　松本　勇子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第６５号
広島県庄原市総領町稲草1498番地１　合原の里　205号
債務者　西村　　馨
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係